

＜令和７年度 貸館案内＞

1 施設利用案内

教育センターでは、大会議室、視聴覚教育研修室、中会議室等施設の貸館を下記のとおり行っています。

(1) 使用できる方

- 函館市および渡島地域の市町の教育関係職員および住民
- 函館市教育委員会が特に認めた者

(2) 使用できる部屋

階	室 名	収 容 人 員 の 目 安 等
1 階	大会議室	長机設置３人掛け最大７５人、机無し最大１２０人
	視聴覚教育研修室	長机設置３人掛け最大３６人、机無し最大７０人
2 階	中会議室 1	長机設置３人掛け最大３６人、机無し最大７０人
	中会議室 2	長机設置３人掛け最大３６人、机無し最大７０人
	コンピュータ室	—
	資料室	—
3 階	音楽室	—
	第１理科室	—
	第２理科室	—
	技術実習室	—

(3) 使用許可申請

施設の使用を希望する場合は、事前に電話等で空き状況を確認のうえ、函館市南北海道教育センターのＷｅｂページから「函館市南北海道教育センター使用許可申請書」をダウンロードし、必要事項を入力または記入し、教育センターにＥ-mail，ＦＡＸ，または、郵送等で申請してください。

教育センターで内容を審査し、適当と認めた場合、使用許可書を交付いたします。

【使用許可申請書のダウンロード元】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015011500164/>



【使用許可申請書の送信・送付先】

Ｅ-mail：nanboku-c@city.hakodate.hokkaido.jp

郵 送：〒042-0932 函館市湯川町３丁目３８番３８号

※ 次のいずれかに該当するときは使用が認められません。

- ・ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・ 建物、付属設備および備付け物件を損傷するおそれがあるとき。
- ・ その他教育センターの管理上支障があるとき。